

山梨県公報

第千五百九十五号

平成十七年

八月十五日

月 曜 日

目 次

告 示

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可(四件)……………五九五
県営土地改良事業計画の変更……………五九六

告 示

山梨県告示第四百三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十七年八月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 漁業権者の名称及び住所

山梨中央漁業協同組合 甲府市下飯田二丁目八番二十四号

二 漁業権の免許番号

内共第二号

三 認可に係る変更内容

第三条第四項の表中「中巨摩郡敷島町」を「甲斐市」に改め、同条第五項中「白根町」を「南アルプス市」に、「同町」を「同市」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十七年七月八日

山梨県告示第四百三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

山梨県公報 第千五百九十五号 平成十七年八月十五日

平成十七年八月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 漁業権者の名称及び住所

小菅村漁業協同組合 北都留郡小菅村六千四百三十一番地

二 漁業権の免許番号

内共第七号

三 認可に係る変更内容

第三条第二項の表中にしますの竿釣りの区域及び期間を次のように改める。

ウ 区域	工 期間
全域	解禁日から九月三十日まで
田元橋より下流、腰越橋までの区域及び小菅村字池之尻川原四千三百八番地標柱一号と同池之尻川原四千三百九番地標柱二号を結ぶ直線から小菅村四千六百五十九番地先通称頭首工の下流端までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
小菅村村営第一釣場及び小菅村村営第二釣場	一月一日から十二月三十一日まで

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十七年七月八日

山梨県告示第四百三十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十七年八月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 漁業権者の名称及び住所

桂川漁業協同組合 上野原市上野原二千五百八十番地

五九五

二 漁業権の免許番号

内共第八号

三 認可に係る変更内容

- 1 第三条第二項の表中「上野原町」を「上野原市」に、「同町」を「同市」に、「敵島橋」を「新敵島橋」に改め、同条第四項中「北都留郡上野原町」を「山梨県上野原市」に、「上野原町」を「上野原市」に改める。
- 2 第三条第二項の表中あゆの竿釣のうち自由釣の区域及び期間を次のように改める。

(ウ) 区域	(エ) 期間
・ 同上標柱を結ぶ線から下流の桂川及び新敵島橋から下流の鶴川	桂川漁業協同組合が公示する解禁日の午前四時から十一月末日まで
・ 上野原市地内八ッ沢橋から八米泉橋までの鶴川を除く全域	九月一日から十一月末日まで
・ 上野原市地内八ッ沢橋から八米泉橋までの鶴川	十月一日から十一月末日まで

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十七年七月八日

山梨県告示第四百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十七年八月十五日

- 一 漁業権者の名称及び住所
山梨県知事 山 本 栄 彦
峡東漁業協同組合 山梨市正徳寺千九百二十番地
- 二 漁業権の免許番号
内共第三号

三 認可に係る変更内容

第四条第一項の表中「石和町」を「笛吹市石和町」に、「春日居町」を「笛吹市春日居町」に、「一宮町」を「笛吹市一宮町」に改め、「伊藤忠治（山梨市正徳寺千九百一）」、「千島旅館（山梨市小原西 百九十）」、「鮎オトリセンター杉原（石和町川中島 百八十）」、「セブンイレブン山梨八幡店（山梨市南 八百三十五）」及び「セブンイレブン山梨加納岩店（山梨市上神内川 三百三）」を削り、同表に次のように加える。

笛吹鮎オトリセンター（笛吹市石和町川中島 百十 五十八）
セブンイレブン山梨北店（山梨市北 二百二十六）
セブンイレブン山梨下神内川店（山梨市下神内川 二百三十一）
セブンイレブン山梨歌田店（山梨市歌田 二十六）
セブンイレブン塩山三日市場店（塩山市三日市場 二千六百九十二 一九）

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成十七年七月十二日

山梨県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（湯沢地区一般農道整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年八月十五日

- 一 縦覧書類
山梨県知事 山 本 栄 彦
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成十七年八月十六日から平成十七年九月十二日まで
縦覧場所

三 南アルプス市役所

四 異議申立期間
平成十七年九月十三日から平成十七年九月二十七日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番